

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	二
○県道の路線認定	(道路課)	三
○県道の路線廃止	(同)	三
○道路の区域決定	(同)	三
○道路の区域変更(二件)	(同)	三
○道路の供用開始	(下水道課)	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水課)	四
○証紙売りさばき人の指定	(会計課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(情報システム課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(循環型社会推進課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(四件)	(震災援護室)	七

ページ

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

監査委員

○住民監査請求に係る監査結果の公表

公安委員会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

正 誤

○宮城県公報第二六八八号(平成二十七年九月一日付け)中

一九

告 示

○宮城県告示第六百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四三〇五〇〇五五三	障害者相談支援事業所 春園 一丁目 一四三三番地	地域移行支援 地域定着支援	医療法人くさの実会	平成二十八年 八月一日

○宮城県告示第六百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六條第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一條第二号の規定により告示する。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日

○四二二〇〇〇六五	特定非営利活動法人友愛さくら 柴田郡柴田町船岡東二丁目六番三十号 おおのビレッジ一〇一号	居宅介護 重度訪問介護	特定非営利活動法人友愛さくら	平成二十八年七月三十一日
○四一〇二二〇二二四	株式会社 M i b u s a ニーケア 石巻市水明北一丁目十番二十八号 グランデール水明北IV二二〇一号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社 M i b u s a ニーケア	平成二十八年七月三十一日

○宮城県告示第六百六十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年八月十二日

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十八年八月十二日

○宮城県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業河南四期地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年八月十二日

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十八年八月十五日から平成二十八年九月十二日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字深田二六六の七

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町宮床字高山二八の一、二八の三、二八の五、二八の一〇

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起	点	重要な経過地
二七二	角田山下線	角田市 亘理郡山元町	点	—

○宮城県告示第六百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起	点	重要な経過地
二七二	角田山下線	角田市 亘理郡山元町小平	点	—

○宮城県告示第六百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）、宮城県大河原土木事務所及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 角田山下線

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市角田字中島下四七七番一地从先から 亘理郡山元町小平字北七番一地从先まで	一一・〇 一〇六・〇	七、九五二・八

○宮城県告示第六百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四五七号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
栗原市一迫字川口山館一七番三地从先から 同市一迫字川口山館一八番一地从先まで	一一・〇 一八・〇	一七・四 二二・〇	七二・二	七二・二

○宮城県告示第六百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白石丸森線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
白石市大鷹沢大町字塔ノ入八八番一〇地先から 同市大鷹沢大町字大館八一番一地先まで		前	五・八 四三・一	一、〇四六・〇
後		一・二・三 五八・一	一、〇四六・〇	

○宮城県告示第六百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）、宮城県大河南土木事務所及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	角田山下線	角田市枝野字北島八九番一地先から 巨理郡山元町小平字北七番一地先まで	平成二十八年八月十二日

○宮城県告示第六百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
岩沼市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
1 種類
仙塩広域都市計画下水道事業
2 名称
岩沼市流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間

昭和四十七年十二月二十七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 取用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

なし

○宮城県告示第六百七十三号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社 泉自動車学校	代表者	売りさばき場所	指定年月日
半沢 修司	仙台市青葉区北根一丁目十六番二十号		平成二十八年八月十二日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 宮城県情報通信ネットワーク再構築等賃貸借業務 一式
 - 2 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成三十三年九月三十日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本調達は、単独企業、個人又は本業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）による一般競争入札とする。

なお、企業連合の結成は自主結成とし、この場合は「宮城県情報通信ネットワーク再構築等賃貸借業務に係る包括的業務委託企業連合協定書」（様式四）を参考に協定を締結すること。

入札に参加する者は、下記の要件をすべて満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 次に掲げるすべての実績及び認定を有していること。

(一) 公告の日から過去五年以内に国、都道府県又は政令市の基幹ネットワークの構築及び運用保守に係る契約を締結し、履行した実績（賃貸借契約内での構築、運用保守契約も含む。）を有すること。（複数年契約しているものにあつては、履行開始から一年以上経過している者を含む。）

(二) ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム規格）の認定を有していること。

(三) ISO 9001（品質マネジメントシステム規格）の認定を有していること。

(四) プライバシーマーク制度の認定を有していること。

10 次に掲げるすべての事項を満たすこと。

(一) マイクロソフト社とPremier Support for Partners 契約を締結し、その契約を使用した宮城県への支援を提供可能であること。

(二) シスコシステムズ社のゴールド認定パートナーであること、又はゴールド認定パートナーから直ちに支援が受けられること。また、シスコシステムズ社認定資格（CCIE）の取得者の支援が受けられること。

(三) 業務履行場所である宮城県庁行政庁舎内に設置したLGWAN接続系ネットワーク障害統制席（以下「LGWAN統制席」という。）に正規雇用者二名以上を本業務の担当者として従事させること。また、担当者のうち一名を主任担当者として選任すること。

(四) LGWAN統制席で業務を行う担当者のうち二名は、それぞれ次に掲げる資格要件イ又はロ

を満たす者であること。かつ、L G W A N 統制席で業務を行う担当者全員で以下のイとロの資格要件を満たすこと。

イ マイクロソフト社認定資格(M C S S A、M C S S E、M C I T P サーパーアドミニストレーター、M C I T P エンタープライズアドミニストレーターのうちいずれか)

ロ 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年三月二十七日通商産業省令第四十七号)で定めるネットワークスペシャリスト又はシスコシステムズ社認定資格(C C N P 又は C C D P のうちいずれか)

11 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1から7までの要件のすべてを満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが8の要件を満たしていること。

(三) 企業連合内で9及び10の要件を満たしていること。

(四) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

(※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に重複して参加することができない。)

12 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成二十八年八月二十九日(月)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班(担当 瀬川 義行 電話〇二二二二二一三三三五)

2 入札説明書等の交付期間

平成二十八年八月十二日(金)から平成二十八年八月二十九日(月)午後五時

3 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年九月五日(月)から平成二十八年九月九日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、

郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十八年九月二十一日(水)午前九時から平成二十八年九月二十七日(火)午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 平成二十八年九月二十一日(水)午前九時から平成二十八年九月二十七日(火)午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成二十八年九月二十一日(水)午前九時から平成二十八年九月二十八日(水)午前十時まで

ロ 提出場所 1に同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

5 開札の日時及び場所

平成二十八年九月二十八日(水)午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 情報システム課

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」(資料三)の第九条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱いについては契約書（案）（資料五）に示すとおりとする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Reconstruction and lease of information and communications network for Miyagi Prefectural Government (1)
- 2 Implementation Term : From the contract conclusion date to September 30, 2021
- 3 Places of Implementation: Miyagi Prefectural Government building, (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi) and other locations
- 4 Deadline and Place of Bid Submission (in person) : Wednesday, September 28, 2016, 10 : 00 a.m. Miyagi Prefectural Government building, 3rd floor Information System Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department
- 5 Deadline of Bid Submission (by mail) : Tuesday, September 27, 2016, 5 : 00 p.m.
- 6 Place and Time of Bid Selection : Wednesday, September 28, 2016, 10 : 00 a.m., Miyagi

Prefectural Government building, 3rd floor Information System Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department

7 Contact Information : Yoshiyuki Segawa, Network Management Section, Information System Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570, Japan. Tel.: 022-211-2475

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十八年度宮城県保管ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務 安定器等・汚染物四千六百十四台 汚染金属容器三十台 コンデンサ一台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部循環型社会推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年七月十九日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 東京都港区芝一丁目七番十七号

五 契約金額 二億八千四百六十二万二千二百六円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 せんだんの杜ものう隣地ほか3件応急仮設住宅基礎補強業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年六月二十四日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 大和ハウス工業株式会社仙台支社 仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一

- 五 契約金額 四千三百七十七万七千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 石巻運動公園運動場予定地ほか2件応急仮設住宅基礎補強業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年七月一日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 大和リース株式会社仙台支店 仙台市太白区大野田四丁目二十八番地の三
- 五 契約金額 八千四百八十八万四千七百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 向陽町住宅地区ほか3件応急仮設住宅基礎補強業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年七月一日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日成ビルド工業株式会社仙台支店 仙台市宮城野区高砂一丁目二十四番四号
- 五 契約金額 五千七百二十四万円

- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 石巻運動公園運動場予定地ほか1件応急仮設住宅基礎補強業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部震災援護室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年七月一日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社システムハウスアールアンドシー東北支店 仙台市宮城野区中野四丁目一番二十九号
- 五 契約金額 五千三百六十三万二千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号該当

○県営三輪田地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十八年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 変更後の事業計画の概要
別冊のとおり

記

選挙管理委員会

○宮選管告示第百八号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のよう

に改正する。

平成二十八年八月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

高白浜地区応急仮設住宅談話室の項、野々浜地区応急仮設住宅談話室の項、桐ヶ崎地区応急仮設住宅談話室の項、出島応急仮設住宅出島地区談話室の項、出島応急仮設住宅寺間地区談話室の項を割り、石巻市内田地区応急仮設住宅談話室の項の次に次のように加える。

- 高白集合所 社 鹿 部 女 川 町 高 白 浜 字 崎 山 一 六 番 地 一 一
- 野々浜集合所 回 郡 回 田 崎 々 浜 字 崎 々 浜 一 〇 二 番 地 一 〇
- 桐ヶ崎集合所 回 郡 回 町 桐 々 崎 字 桐 々 崎 九 一 番 地 二 一 一
- 寺間集合所 回 郡 回 田 出 島 字 寺 間 一 番 地 一 一

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果（平成28年8月4日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

平成28年8月12日

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

第1 請求のあった日

平成28年6月7日

第2 請求人

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階

仙台市民オンブズマン代表 野呂 圭

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、安部孝宮城県議会議員に対して交付された政務調査費ないし政務活動費（以下「政務活動費」という。）の支出について厳正なる監査を行い、違法な部分について、宮城県知事に対し、安部孝宮城県議会議員から宮城県に返還を求めると、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置を

とるよう催告することを請求する。

2 請求の理由

(1) 本件請求の概要

本件は、現在宮城県議会議長の役職にある安部孝宮城県議会議員が、平成21年4月以降、県政報告会会場費の名目で支出した広報費ないし広聴広報費（以下「広聴広報費」という。）について、政務活動費から合計144万6,750円を充当したことについて、宮城県議会が平成25年3月に定めた「政務活動費の手引」（以下「手引き」という。）に違反し、ひいては宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。）に違反しているため、違法かつ不当に政務活動費が支出されたといふべきであることから、宮城県に生じた損害を填補すべく、必要な措置・催告を求めるとする事案である。

(2) 本件の事情

イ 当事者について

(イ) 請求人は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。

(ロ) 安部孝議員は、宮城県選挙区（松島町・利府町）を選挙区として平成11年に初当選し、現在5期連続で宮城県議会議員を務め、平成27年11月27日より宮城県議会議長の役職にある。なお、同人については、平成28年2月8日、4月7日にそれぞれ政務活動費の支出に關して住民監査請求を提起しており、本件は3回目の住民監査請求である。

ロ 安部孝議員の政務活動費の支出状況

安部孝議員は、平成21年4月から平成27年2月にかけて、別紙支出一覧表記載のとおり、広聴広報費として23件、合計146万8,888円を政務活動費から充当している。なお、安部孝議員は平成28年5月20日にNo.201について2万2,148円を宮城県に返還しているため、現在の損害額は144万6,750円である。

大きく分ければ、居酒屋や飲食店、ホテル、旅館等に対する県政報告会場代として充当している分と（17件、計33万1,750円、甲1の1）、安部たかし後援会が主催した県政報告会の会場代として充当している分（6件、計111万5,000円、甲1の2）とに分けることができる。

(3) 必要な措置を講ずべきこと

イ 政務活動費の使用用途に関する規制の概要

(イ) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、法第232条の2に定める補助金であり、法第100条第14項及び第16項、条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条

例施行規程」という。)に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされている(条例第16条)。そして各会派は政務活動費の適正な使用を確保するために、政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている(条例第11条)。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に對し交付する」と定められており(条例第2条)、今回問題となっている広聴広報費については「会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と定められている(条例別表)。

(ロ) として宮城県議会が平成25年3月に定めた手引きによれば、「政務活動費を充当するに適しない例」として、「後援会活動への支出は政務活動費を充当するに適しない。」と定められており(手引き6頁等)、不適切な支出の具体例として「後援会活動としての報告会等の開催経費」が挙げられている。

また、手引き7頁では「会議費」についてはあるが、「飲食・会食を主目的とする各種会合」、「バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費」、「公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食(例「公職選挙法」第199条の2寄付に該当する経費【お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供】)」については政務活動費を充当するに適しないと定められている。

要するに、政務活動費の充当先として、①後援会活動についての支出、②飲食費についての支出については認められないとされているのである。

- ロ 安部孝議員は違法かつ不当に政務活動費を充当したこと
 - 上記②で述べた安部孝議員の広聴広報費の充当先は、以下に詳述するとおり、①後援会活動についての支出、②飲食費についての支出に当たるのであるから、手引きに違反しており違法かつ不当に政務活動費を充当したというべきである。

- (4) 居酒屋等に対して県政報告会場代として充当している分について
 - A 後援会活動についての支出であること ①

安部孝議員が居酒屋等における県政報告会の会場代として支出したが分については、領

収証に「県政報告会場代」とのみ記載されているだけであるから、どのような種類の県政報告会なのか明確になっていない。

しかしながら、「居酒屋ほのか(利府町)(甲2の1)」、「くいもんや森(仙台市青葉区一番町)(甲2の2)」等の外観写真によれば、小規模の店舗である。またこれらの店舗は飲食物はもちろん酒も出される店である。したがって、居酒屋等において、安部孝議員は比較的少人数で飲食を共にし、ときには酒を飲みながら会合を開いたものと考えられる。このように少人数でかつ飲食等しながら会合が開かれているのであるから、安部孝議員とは見知らぬ者が集まって安部孝議員の県政報告を聞くというのとはおおよそ考えられない。安部孝議員と親しい関係の者すなわち安部孝議員の後援会関係者の会合であると考えるのが自然である。そうすると、居酒屋等における県政報告会とは、後援会活動としての報告会であると考えられるのである。

したがって、これらの会合の開催経費である会場費に対して政務活動費を充当することは、手引きに違反するといえるべきである。

B 飲食費についての支出であること ②
各領収証には「県政報告会場代」と記載されていることから、領収証上は、飲食費については政務活動費が充当されておらず、飲食費は政務活動費以外から支出されていることとなっている。

しかしながら、居酒屋等において会合を開いた際の支払代金は、主に飲食費に基づいて算出されるのであって、1万円ないし3万円程度という高額な会場代金だけ別途計上されることはないはずである(本件各店舗ではないが、ある居酒屋の例として甲3)。また、ホテルや旅館についても、各ホテルや旅館に電話をかけて確認したところでは、利用料金は料理の有無、料理の内容、宿泊者の数、参加者数によって決められるとされており、会場代なるものは予め決められていないとのことであった(各ホテル、旅館のホームページを見ても、会場代なるものは予め設定されていない)。

前述のように安部孝議員が県政報告会を開催した居酒屋等は小規模な場所であって、参加者数も小規模なものであると考えられることからすると、全体の支払代金も数万円程度であると考えられるのであるから、会場代金だけで全体の支払代金の相当高い割合を占めることとなる。このような会場代金が飲食費とは別途かかることは極めて不合理であることからすると、実際には飲食費の相当な割合も会場代金名目で政務活動費から充当されていると考えるのが自然である。

そうすると、安部孝議員は、実際には飲食費についても政務活動費を充当することと

なることを承知しながら、懸念にしている居酒屋等に対して「県政報告会会場代」と領収証に記載するよう指示して領収証を作成させ、ときには念を入れて「飲食代含まず」と報告書に添え書きして、正当に政務活動費を充当しているかのように見せかけていると考えるほかない。

このように、県政報告会の飲食費に対しても実際には政務活動費を充当していることとなっているのであるから、手引きに違反するというべきである。

(ロ) 後援会が開催した県政報告会の会場代として充当している分について

A 後援会活動についての支出であること (①)

安部たかし後援会の平成24年分、平成25年分、平成26年分の収支報告書によれば、平成24年3月26日、同年12月3日、平成25年12月22日、平成26年7月13日に「松島一の坊」、「ホテル松島大観荘」、「花ごころの湯 新富亭」で開催された県政報告会については安部たかし後援会が開催したことが明らかとなっている(甲4の1ないし甲4の3)。また、平成22年11月10日、平成27年2月8日に同様の場所で開催された県政報告会については、安部たかし後援会の平成22年分、27年分の収支報告書を現在のところ確認できていないが、開催場所、会場代としての支出金額が前記安部たかし後援会が開催した県政報告会と同様であることからすれば、安部たかし後援会が開催した県政報告会であると認めることができる。

そうすると、安部孝議員は、後援会が開催した県政報告会の経費としての会場費に対して政務活動費を充当しているのだから、手引きに違反するというべきである。

なお、安部孝議員は、県政報告会の前半の部は政務活動としての県政報告会であり、後半の部が後援会が開催した県政報告会であるなどと弁明する可能性があるが、そもそもどのように分けて県政報告会を実施すること自体極めて不合理であって虚偽の弁明であるというべきであるし、仮に前半の部と後半の部とを分けて実施したとしても、前半の部に出席するのは同じ会場で実施される後半の部に出席する後援会関係者であるはずであるから、前半の部についても実質的には後援会活動である。このように前半と後半とを分けたなどと言う極めて不合理な弁明は全く通用しないことを予め述べおくので、監査委員は注意されたい。

B 飲食費についての支出であること (②)

前述したように各ホテルや旅館に電話をかけて確認したところでは、利用料金は料理の有無、料理の内容、宿泊者の数、参加者数によって決められるとされており、会場代なるものは予め決められていないとのことであった(各ホテル、旅館のホームページを

見ても、会場代なるものは予め設定されていない)。

また、例えば、平成26年7月13日に「ホテル松島大観荘」で実施された県政報告会では、全体の支出額が114万1,200円であったのに対し会場代として20万円が政務活動費から充当されているのに対し、平成24年12月3日に同じく「ホテル松島大観荘」で実施された県政報告会では、全体の支出額が138万8,000円であったのに対し会場代として15万円が政務活動費から充当されている。同じ会場であるにもかかわらず会場代が異なっているし、平成24年12月3日に実施された県政報告会のほうが規模が大きかったにもかかわらず会場代が低くなっている。このように会場代金が不合理な定められ方をしているのは、お手盛りで会場代が定められているからに他ならない。すなわち、実際には飲食費の相当な割合について会場代金名目で政務活動費から充当されていると考えるのが自然である。

そうすると、安部孝議員は、実際には飲食費についても政務活動費を充当することとなることを承知しながら、ホテル、旅館等に対して「県政報告会会場代」と領収証に記載するよう指示して領収証を作成させ、ときには念を入れて「飲食代含まず」と報告書に添え書きして、正当に政務活動費を充当しているかのように見せかけていると考えるほかない。

このように、県政報告会の飲食費に対しても実際には政務活動費を充当していることとなっているのであるから、手引きに違反するというべきである。

(イ) 小括

以上のとおり、「県政報告会会場代」名目で広聴広報費として政務活動費を充当することとは、手引きに違反するのであるから、安部孝議員は違法かつ不当に政務活動費を支出したというべきである。

(4) 結語

本件は、平成28年2月8日、4月7日付で提起した住民監査請求事件と同様、①宮城県議会議員は手引きを監視しており、適正に政務活動費を支出するという意識に乏しいこと、②宮城県議会議員の政務活動費の支出をチェックする仕組みが機能していないことという宮城県議会における政務活動費の支出に関する構造的な問題の象徴である。

本件において悪質なのは、正当に政務活動費を充当しているように見せかけるため、安部孝議員が懸念にしている居酒屋、飲食店、ホテル、旅館などに対して、「県政報告会会場代」などと記載するよう指示して領収証を切らせている点である。安部孝議員は手引きの規制を意図的に潜脱しようとしたのであるから、厳しく非難されるべきである。このうち平成25年12月

22日に「花ごころの湯新富亭」で開催された県政報告会（別表No20）については、実際には安部たかし後援会が主催して開催費用61万0,740円をホテルに支払っていたにもかかわらず、安部孝議員自身が県政報告会を開催してホテルに対して開催費用を支払ったかのように装い、ホテル側に「安部孝」を宛先とする虚偽の領収証を作成させ直して、開催経費の2割である12万2,148円を政務活動費から騙し取ったことが認められた（甲5の1が「安部たかし後援会」宛での領収証であり、甲5の2が安部孝議員がホテル側に作成させ直した「安部孝」宛での虚偽の領収証である。）。別表No20についてはこのようにとりわけ悪質かつ狡猾な手口で政務活動費が違法に充当されたものであったことから、当オノンズマンでは平成28年3月9日に安部孝議員を詐欺罪の被疑事実で仙台地方検察庁に刑事告発し、4月21日付で告発が受理され、現在捜査が進められているところである。

以上のような本件の問題の大きさに鑑み、監査に当たっては、政務活動費を支出した状況について議員から綿密に事情を聴取し、その弁解を裏付ける十分な資料等の提出を求めて、適切に事実認定することを求める。そして安部孝議員の説明のみならず、監査委員が独自に、領収証の発行元や県政報告会の参加者に対して事情聴取して、裏付け調査を行うべきである。さらにこうした政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める。

添付資料

平成21年度から平成26年度までの広聴広報費の支出についての事実証明書 各1通
甲1ないし甲4の3 各1通

- 甲1の1 居酒屋等で実施した県政報告会会場代についての領収証
- の2 安部たかし後援会主催の県政報告会会場代についての領収証
- 甲2の1 「居酒屋はのか」の外観写真
- の2 「くいもんや 森」の外観写真
- 甲3 居酒屋におけるレシートの例
- 甲4の1 安部たかし後援会平成24年度収支報告書
- の2 安部たかし後援会平成25年度収支報告書
- の3 安部たかし後援会平成26年度収支報告書
- 甲5の1 平成25年12月22日開催の県政報告会にかかる「安部たかし後援会」宛での領収証
- の2 平成25年12月22日開催の県政報告会にかかる「安部孝」宛での虚偽の領収証（甲1の2の4枚目と同じ物）

第4 監査委員の辞退及び請求の受理等

1 中山耕一監査委員、坂下賢監査委員及び齋藤正美監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、3人の監査委員は、本件監査に携わっていない。

2 議会の会派又は無党派議員（以下「会派等」という。）に交付された政務活動費は、知事の管理を離れ、会派等に該当しないことから、会派等による政務活動費の支出は、法第242条第1項の「公金の支出」に該当しない。したがって、本件請求は、会派等を経由した政務活動費の支出に違法なものがあり、知事は、議員に対する不当利得返還請求権が発生しているにもかかわらず、これを行わないという「違法または不当に財産の管理を怠る事実」があり、これについて監査及び措置を請求しているものとして、次の3に記載するものを除き、受理することとした。

3 請求人は、監査委員に「政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める」としているが、法第242条第1項に規定する住民監査請求は、財務会計行為に係るものに限定されるものである。以上のことから、制度全般に係る措置の請求は、不適法なものであるから、これを却下する。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項
請求人が摘示している、県が支出した平成21年度から平成26年度までの政務活動費に係る会派の支出（安部孝議員に係る広聴広報費の受領分）が、条例、条例施行規程及び手引きで定める政務活動費を充てることができる範囲（以下「使途基準」という。）に違反しており、知事に不当利得返還請求権が発生しているがこれを行わないという、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かについて監査を行うこととした。

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成21年度以降の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務活動費に係る収支報告書及び領収証その他の証拠書類の写し等の調査を行うとともに、自由民主党・県民会議会長、安部孝議員及び請求人が本件請求で添付した領収証（写し）に係る発行者（以下「飲食店等」という。）を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき請求人による証拠の提出及び陳述は、請求人からその機会を辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

報 告 書 採 取 要 領

<p>監査対象箇所である議会事務局職員からの聴取り及び関係書類調査の結果、次の事項を確認した。</p> <p>平成21年度に安部孝議員に交付された政務活動費（広聴広報費分）については、条例第12条及び第17条に基づき5年を経過した平成27年4月末日で保存を終了していることから、支出の状況を確認することはできなかった。また、自由民主党・県民会議会長及び安部孝議員への調査でも、同様に確認することはできなかった。</p> <p>平成22年度から平成26年度までに安部孝議員に交付された政務活動費（広聴広報費分）のうち請求人が指摘している金額の1,333,750円については、平成28年6月16日付けで収支報告書が修正され、同日21日に返還、同日付けで県が収納したことを議会事務局関係書類及び宮城県財務総合管理システムにより確認した。</p> <p>2 関係人（自由民主党・県民会議会長）に対する調査結果</p> <p>自由民主党・県民会議会長に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。</p> <p>(1) 安部孝議員の政務活動費（広聴広報費）に係る関係書類について</p> <p>平成21年度分政務活動費に係る関係書類（支出報告書、領収書等）を保存していますか。</p> <p>(回答) 平成21年度分の政務活動費に係る関係書類については、保存義務年限を超えているのでありません。</p> <p>(2) 政務活動費充当の審査・確認方法について</p> <p>イ 政務活動費の手引には「後援会活動への支出は、政務活動費を充当するのに適しない。」とされていますが、どのように審査・確認をしていますか。</p> <p>(回答) 活動記録や領収証等の中で、「後援会」等の記載があれば、本人に内容を確認し、必要があれば訂正を求めています。</p> <p>ロ 会議費について、政務活動費の手引には政務活動費を充当するのに適しない例として「飲食・会食を主目的とする会合」とされていますが、どのように審査・確認をしていますか。</p> <p>(回答) 会議費の活動記録において、何かしらの疑義がある場合は本人に内容を確認しています。ハ 別添のとおり宛名のない領収証が提出されており、審査上に不備があったものと思われるか。</p> <p>(回答)</p>	<p>ご指摘の宛名のない領収証については、多数の書類の中で見落したものだと思われます。二 宛名、但書き、日付等必要事項の記載のない領収証が提出された場合には、どのように審査・確認をしていますか。</p> <p>(回答) 必用事項が記載されていない領収証があった場合には、本人に確認し、必要事項の記載について指導しています。</p> <p>(3) 居酒屋等に対して県政報告会場代として充当していることについて</p> <p>イ 請求人は、居酒屋等の県政報告会について「安部孝議員と親しい関係の者、すなわち安部孝議員の後援会関係者の会合であると考えるのが自然」として、「居酒屋における県政報告会とは、後援会活動としての報告会と考えられる」と主張しています。今回の充当の妥当性をどのように考えられていますか。</p> <p>(回答) 県政報告会としての実態があることに基づいて充当したものと考えます。</p> <p>ロ 請求人は「居酒屋等において会合を開いた際の支払代金には、会場使用料が別途計上されることはないはず」「このような会場代金が飲食費と別途かかることは極めて不合理である」とも主張しています。今回の充当の妥当性をどのように考えられていますか。</p> <p>(回答) 県政報告会としての実態があることに基づいて充当したものと考えます。</p> <p>(4) 宮城県議会議員の政務活動費の支出をチェックする仕組みが機能していないとの主張について</p> <p>請求人は「宮城県議会議員の政務活動費の支出をチェックする仕組みが機能していない」と主張しています。これについて、どのように考えられていますか。</p> <p>(回答) 会派幹事長及び事務局長、会派雇用の事務補助員により会派としての監督・指導の役割を果たすために、各議員より提出された書類を確認しており、「宮城県議会議員の政務活動費の支出のチェックする仕組みが機能していない」との主張は当たらないと考えます。</p> <p>3 関係人（安部孝議員）に対する調査結果</p> <p>安部孝議員に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。</p> <p>(1) 政務活動費（広聴広報費）に係る関係書類について</p> <p>平成21年度分政務活動費に係る関係書類（支出報告書、領収書等）の写しを保存していますか。</p>
--	--

か。
 (回答)
 平成21年度分政務調査費に係る関係書類の写しは、会派における保存義務年限を超えているため、保存していません。

(2) 平成21年度分広聴広報費の支出内容について
 関係書類の写しの保存の有無にかかわらず、可能な限り支出内容を回答願います。

(回答)
 全て会場借上げ代
 会場代と飲食代は別に支払っており、飲食費については、各個人が昼1,000円前後、夜3,000円～5,000円支払っていたと思います。

(3) 措置請求書で指摘している事項について
 イ 請求人は、違法かつ不当に政務活動費が支出された根拠として、居酒屋等の県政報告会について「安部孝議員と親しい関係者の者、すなわち安部孝議員の後援会関係者の会合であると考えるのが自然」として、「居酒屋における県政報告会とは、後援会活動としての報告会と考えられる」と主張しています。こうした主張に対して、事実はどうですか。

(回答)
 後援会活動としての報告会ではありません。政務活動としての県政報告・意見交換等です。

ロ 請求人は、「県政報告会を開催した居酒屋等は小規模な場所であって、参加者数も小規模なものと考えられることからすると、全体の支払代金も数万円程度と考えられることからすると、全体の支払代金も数万円程度と考えられるのであるから、会場代金だけで全体の支払代金の相当高い割合を占めることとなる」こと。また、「このような会場代金が飲食費と別途かかることは極めて不合理であることからすると、実際には飲食費の相当な割合も会場代金名目で政務活動費から充当されていると考えるのが自然である」こと。さらには、「実際には飲食費についても政務活動費を充当することとなることを承知しながら、懇意にしている居酒屋等に対して『県政報告会会場代』と領収証に記載するよう指示して領収証を作成させ、(中略)正当に政務活動費を充当しているかのように見せかけていると考えるほかない」と主張しています。こうした主張に対して、事実はどうですか。

(回答)
 小規模であっても、店の貸切・営業時間外の会場使用であり、飲食費への充当はありません。

4 関係人(飲食店等)に対する調査結果
 平成22年度から平成26年度までに安部孝議員に交付された政務活動費(広聴広報費分)のうち請求人が指摘している金額の1,323,750円については、上記1で述べたとおり、全額返還されたため、調査は行わなかった。
 平成21年度に安部孝議員に交付された政務活動費(広聴広報費分)については、飲食店等に対して、別添調査票による調査を行った。
 その結果、全8件中、6件から回答があった。回答の中には、約7年前のことであり記憶が定かではないというものや、わからないとされているものもあったが、受領の有無及び金額、会場代としての受領の事実、別に飲食費を受領した事実などについて、上記3の安部孝議員からの回答と明らかに矛盾する点は認められなかった。

第7 判断

本請求において、監査の対象となる機関は、知事及びその補助執行者である議会事務局であり、調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引きに規定する使途基準に違反した政務活動費の充当が行われたことにより、県に民法第703条に定める不当利得返還請求権が発生し、それを行使しない知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かである。

したがって、確認された事実を使途基準に照らして、支出に係る議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、法第100条第14項に定める「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、不当利得であると解し、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するものとして、返還請求の勧告を行う。それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。

以上の観点に立つて判断した結果を次に記載する。
 県が支出した平成21年度から平成26年度までの政務活動費に係る会派の支出の中の平成22年度から平成26年度までに安部孝議員に交付された政務活動費(広聴広報費分)のうち請求人が指摘している金額の1,323,750円については、収支報告書の修正手続を経て全額返還されたことにより、知事が財産の管理を怠っているという事実を認めることはできない。

平成21年度に安部孝議員に交付された政務活動費(広聴広報費分)については、第6の1に記載したとおり、支出を証する書面が保管されておらず、政務活動費が支出されたという事実を確認することはできなかった。
 しかし、平成21年度分として、8件123,000円の領収書添付票の写しが、請求人から本措置請

求書添付資料として提出されており、この支払の事実については安部孝議員が認めており、また、飲食店等の回答においても受領を否定する事実は確認できなかったことから、123,000円が充当されたと推認することができる。

そこで、平成21年度分について請求人が指摘する以下2点について判断する。平成21年度分については、政務調査費の手引（平成21年4月宮城県議会、以下「旧手引き」という。）が適用になる。

まず、請求人が「後援会活動についての支出であること」と指摘する点については、旧手引きでは、以下の3箇所のとおり記載がある。

「会議費」として、県政報告会の開催に政務活動費を充当できることとしている。

II. 政務調査費交付の実務

3. 使途基準

(4) 使途項目ごとの具体例 「会議費」

○会派における各種会議又は議員が県政に対する県民の要望、意見等を聴取するための会議その他県政に関する調査研究等を目的として実施する各種会議に要する経費

- ① 定例会提出予定議案の事前レクチャー、定例会質疑分担協議
 - ② 特定政策課題に係るプロジェクト会議の開催
 - ③ 政策審査会、県政懇談会の開催
 - ④ 県政報告会の開催
 - ⑤ 各種機関・団体等との意見交換会の開催
- 会議開催経費（会場費、機材借り上げ費、資料印刷費、講師謝金、会議用茶菓代等）、交通費、宿泊費 等

「広報費」について、「住民の意見を議会活動に反映させることを目的としているものであるか否かを基本として」政務活動費充当を判断している。

II. 政務調査費交付の実務

3. 使途基準

(5) 費目別の充当指針 「広報費」

会派又は議員が行う広報には、その内容に照らして大別すると、次の2種類が考

えられる。

- ① 住民の意見を聴取することを目的とするもの
 - ② 議会活動の成果等を報告するもの
- 調査研究活動という観点からは、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としているものであるか否かを基本として判断する必要がある。
- (以下略)

「後援会主催の県政報告会開催経費」に政務活動費を充当することは適さないとしている。

II. 政務調査費交付の実務

3. 使途基準

(2) 政務調査費を充当するのに適さない例

- ③ 後援会活動経費への支出
- 例) 後援会活動のための経費、後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用、後援会主催の報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会開催経費

安部孝議員は、上記第6の3のとおり、「後援会活動としての報告会ではありません。政務活動としての県政報告・意見交換等です。」と主張している。この主張を裏付ける資料等は提出されていないが、関係人調査においては同議員の判断・主張を否定する具体的な事実を確認することもできなかった。

そこで、主催が後援会であったか否かを確認するため、安部孝議員の後援会に係る平成21年度分政治資金収支報告書による調査を行おうとしたが、政治資金規正法（昭和23年7月29日法律第194号）第20条の3に定める保存期間3年を既に経過していることから確認することができなかった。また、安部孝議員の政務活動や後援会活動についてインターネット上の記載を調査したが、この時期に係る同議員のホームページ等は見当たらなかった。

以上のことから、当該8件の支出が「後援会活動についての支出であること」と認めることはできなかった。

次に、請求人が「飲食費についての支出であること」と指摘する点については、旧手引きは次のように記載しており、会合の一環であっても、飲酒を伴う会合の飲食代には、政務活動費を充当しないものとしている。

II. 政務調査費交付の実務

3. 使途基準

(5) 費目別の充当指針 「食糧費」

(2) 政務調査費の充当が不適当な経費

○ 会派や議員間での懇談・懇親を目的とした会合に要する経費

○ 飲酒を伴う会合に要する経費

(政務調査の一環として開催されるものであっても、飲酒を伴う会合の飲食代には、政務調査費を充当しないものとする。)

(以下略)

この点について、関係人調査において、安部孝議員は、上記第6の3のとおり「全て会場借り上げ代。会場代と飲食代は別に支払っており、飲食費については、各個人が昼1,000円前後、夜3,000円～5,000円支払っていたと思います。」及び「小規模であっても、店の貸切・営業時間外の会場使用であり、飲食費への充当はありません。」としている。

また、飲食店等への調査では、「貸切り」や「飲食外の時間の使用」についての会場代を受領した旨の回答をした店があるなど、安部孝議員の主張を否定する事実は確認できなかった。

以上のことから、安部孝議員の飲食店等に対する当該8件の支出について、「飲食費についての支出であること」と判断することはできなかった。

以上のとおり、平成21年度分の政務活動費については、7年前のことであり、関係書類が失われており、また、飲食店等を含む関係者の記憶が明確でなくなっているなど、調査に限界があった。その中で可能な限り調査を行ったが、安部孝議員が、手引きの規定等に明らかに違反し、違法に政務活動費を充当したと認められる事実を確認することはできなかった。よって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

付 言

政務活動自体は議員個人の問題意識に基づき自由な活動が認められるものであり、一方でそれらに政務活動費を充当することについては、原資が公金である以上、一定の制約があると言わざるを得ない。各議員が政務活動費充当の妥当性について説明責任を果たすことが求められる。

したがって、議会、会派及び議員各位におかれては、以下の取組をされるよう重ねて強く要望する。

1 議会においては、政務活動費の使途に関して県民に疑念を抱かれることのないよう、議会改革

推進会議の議論を通じて、手引きで定める「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の一層の明確化なども含め、政務活動費に係る制度及び運用に係る改革を、議員の自由な政務活動とのバランス等も考慮した上で、さらに推し進めること。

2 会派においては、こうした改革を実効あるものとするため、政務活動費の支出に係る審査機能及び各議員に対する指導体制の一層の充実・強化を図り、政務活動費の適正な執行に努めること。

3 議員各位においては、政務活動費の原資が公金であることを再認識し、政務活動費を充当して県政報告会を行うに当たっては、飲食を主とした会合や後援会活動と想像されることのないように会場を選定するなど、一般県民の視点に立った説明責任を強く意識すること。

また、政務活動費の執行に当たっては、民主主義の実現に資する制度の趣旨に則り、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動のため、適正かつ有効に活用すること。

安部孝宮城県議会議員の政務活動費（広聴広報費）に係る調査票

安部孝宮城県議会議員の政務活動費（広聴広報費）について、貴店に支払ったことを証する別添領収証が添付されておりました。以下の項目について、つきましては、その支払内容について確認したいので、○で囲んでください。解答くださるようお願いいたします。（該当する回答を○で囲んでください。）

- 1 貴店では、安部孝議員から次のとおり金銭を受け取りましたか。
 受領年月日 金額
 回答 はい・いいえ・わからない (理由) 円
- 以下、受領した方のみ回答願います。
- 2 貴店を利用した日に安部孝議員は来店しましたか。
 回答 はい・いいえ・わからない (理由)
- 3 領収証の金額の内訳はわかりますか。
 回答 はい・わからない (理由)
 (金額の内訳
 飲食代 円
 会場代 円
 その他 円 (内容))
- 4 会場代を徴収する場合の基準や考え方について教えてください。
 回答 ()
- 5 領収証の金額は、指定されましたか。
 回答 はい・いいえ・わからない
- 6 領収証の金額以外の代金の領収はありましたか。
 回答 はい・いいえ・わからない
 (領収金額 円 内容 (代))
- 7 領収証の但し書きの指定は、ありましたか。
 回答 はい・いいえ・わからない
 (指定内容
 ※指定内容が空白の場合は、空白指定と記入してください。)
- 8 来店した人数はわかりますか。
 回答 はい (人) ・ わからない
- 9 来店している時間は、何時から何時まででしたか。
 回答 来店時間 時 分 帰り時間 時 分
 その内飲食している時間は 時 分 分から 時 分 まで
 わからない

本調査に関連し連絡を差し上げる場合もありますので、連絡先を記入願います。
 連絡先：御記入者氏名 電話番号
 ※御協力いただきまして大変ありがとうございました。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第106号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年8月12日

宮城県公安委員長 相澤 博彦

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

(ア) 第1回講習

平成28年9月28日（水）から10月5日（水）までの土・日曜日を除く6日間

(イ) 第2回講習

平成28年10月26日（水）から11月2日（水）までの土・日曜日を除く6日間

イ 追加取得講習

(ア) 第1回講習

平成28年10月3日（月）から同月5日（水）までの3日間

(イ) 第2回講習

平成28年10月31日（月）から11月2日（水）までの3日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」と

警 備 公 城 課

<p>5 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話 (022-224-7311) にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。(氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取)</p> <p>なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 ア 第1回講習 平成28年8月29日(月) から9月2日(金) までの5日間 (8月29日から9月1日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)</p> <p>イ 第2回講習 平成28年9月26日(月) から同月30日(金) までの5日間 (9月26日から同月29日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)</p>	<p>いう。) 第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、前記1)ア～オのいずれかに該当するもの</p>
<p>(4) 前記4-1)イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-1)ウに該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 前記4-1)エに該当する者 旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記4-1)オに該当する者 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料</p>	<p>6 受講手続 なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 ア 第1回講習 平成28年9月5日(月) から同月9日(金) までの5日間(午前9時から午後5時まで)</p> <p>イ 第2回講習 平成28年10月3日(月) から同月7日(金) までの5日間(午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。</p> <p>なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ) ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通 エ 前記4-1)アに該当する者 最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p>

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納入すること。

7 講習の委託先
 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他
 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課
 （電話番号022-221-7171 内線3054、3055）

正 誤

○宮城県公報第二六八八号（平成二十七年九月一日付け）中

ページ	段	行	正	誤
七	上	一〇	石巻市川口町三丁目十八番の一部	石巻市川口町三丁目十八番の一部